

## CMの「過払い金」って一体何？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、広告で非常によく目にする「過払い金」というのが、一体何なのかをご説明致します。

お金を貸したり、借りたりしたとき、利息(利子)を払わないといけないことがあります。

この利子というのは、お金を借りるときの契約(金銭消費貸借契約)で決められることになりますが、日本には利息制限法というものがあって、利子の割合の上限が決まっています。

それが、借りた金額に応じて、15%~20%とされていて、これを超えてお金を貸してはいけませんよ、とされています。

ところが、この利息制限法は、違反しても、刑罰がありません。

また、出資法という法律があって、それは違反すると刑罰があります。そして、以前は29.2%を超えたら刑罰がありました。

そのため、かつて消費者金融業者(サラ金業者)は、出資法違反にならない利率で借主と約束して、利息制限法以上の利息をとっていたわけです。

ところが、刑罰はないといっても、利息制限法を超えたら、その利息は無効となります。

そのため、かつて消費者金融業者から借りていた方は、本来払わなくていい利息をずっと払っていた状態になっていました。

しかし、最高裁判所の判決で、この払わなくてよかった余計な利息は、元本に回されるということが確認されました。

そのため、業者の計算上全部完済した人というのは、実際にはそれより随分前に完済していることになり、余計に払っていた過払い金を返せ、ということができるといことがはっきりしました。

また、ある程度長い期間返済していた人は、業者の計算上はまだ完済になっていない、催促がくる状態だったのですが、実は知らないうちに全部返し終わっていて、逆に過払い金を返してくれと言える状態になっていたのです。

なお、最近では、サラ金業者も利息制限法を守っているところが多いようです。

また、過払い金の返還請求をした場合、業者の方が、本当はお金があるのに、お金がないから返せないなどと反論してるケースがあります。

こういう場合に、それを鵜呑みにせず、なるべく多くのお金を取り返すには、より一層深い専門知識が必要になってきます。